

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	8 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から49年3月までの期間、49年8月、同年9月及び50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から49年3月まで  
② 昭和49年8月から50年3月まで

申立期間について、自宅に訪問してきた組長あるいは班長に国民年金保険料を渡した。保険料を渡した際、丸枠で日付の入った印が押された領収書を受け取った。領収書は白色で長方形であったことを記憶しており、国民年金手帳に貼付していたが、収まり切れな<sup>てんぷ</sup>いぐらいの量であった。国民年金だけはしっかりと納めないと将来困ると思いつけていた。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月に払い出された国民年金手帳記号番号により、国民年金制度開始当初の35年10月に国民年金被保険者資格を取得し、37年7月まで保険料を納付した後、同年8月の厚生年金保険への加入に伴い国民年金被保険者資格を喪失したとされているところ、36年3月払出の同記号番号により、申立人が同被保険者資格を再取得したことは確認できない。

また、申立人は昭和50年12月ごろ払い出された別の国民年金手帳記号番号でも、別途35年10月にさかのぼって被保険者資格を取得していることから、50年12月ごろにも国民年金加入手続を行ったものとみられるが、上記のとおり、36年3月払出の同記号番号による資格の再取得が確認できないことから、50年12月ごろとみられる加入手続まで申立期間は未加入と扱われていたことになり、申立期間の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

しかしながら、申立人は、昭和50年度以降は、国民年金加入期間において

保険料の未納は無く、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っていることから、昭和 50 年 12 月ごろとみられる国民年金加入手続以降の申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、昭和 50 年 12 月ごろとみられる加入手続の時期を基準とすると、48 年 10 月以降の過年度保険料を納付することが可能である上、申立人が 50 年 12 月ごろの加入手続当時居住していた市の国民年金担当窓口では過年度保険料の納付書を設置していたことから、48 年 10 月以降の時効前の未納保険料に係る納付書が交付された可能性がある。

加えて、申立人は、昭和 50 年 12 月ごろとみられる国民年金加入手続後、昭和 49 年度の一部期間の保険料について過年度納付したことも確認でき、申立期間のうち 48 年 10 月以降の未納期間に係る保険料についても納付したとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間、49 年 8 月、同年 9 月及び 50 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から48年3月まで  
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、申立期間当時、家業の手伝いをしており、国民年金保険料は両親が家族の分と一緒にまとめて払っていたはずである。姉も大学を卒業してから家業を手伝っていたが、申立期間は、姉の保険料は納付済みとなっており、私の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の両親が加入手続を行い、申立人の家族の国民年金保険料と合わせて集金人に納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年3月に払い出されており、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、このころ初めて、申立人の国民年金加入手続は行われ、20歳にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。このことから、申立人は、昭和50年3月ごろ行われたとみられる同加入手続までは、国民年金には未加入とされていたことになり、申立人の家族の分と合わせて集金人に保険料を納付することはできなかつたとみられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出時点の昭和50年3月では、申立期間①の大半（昭和47年12月まで）は既に時効であったため、特例納付及び過年度納付を併用してさかのぼって保険料を納付するしか方法が無かったことになるが、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の両親も既に他界しており、申立人の加入手続後、申立期間①の保険料をさかのぼって納付したことが推認できるまでの関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②は12か月と短期間である上、申立期間②の前後の期間は納付済みとされていることから、申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②に係る申立人の母親及び姉の保険料は納付済みとされていることから、申立期間②の保険料を、申立人の両親が納付したとしても不自然ではない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

昭和35年2月に叔父の経営する工場に就職し、結婚した39年1月ごろ、「国民年金に加入すると将来役に立つ。」と叔母から説明を受けたので国民年金に加入し、叔母が年金制度開始当初の保険料をさかのぼって納付してくれた記憶があるので、申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年1月ごろ、叔母からの勧めで国民年金に加入したとしており、その叔母が申立人の国民年金加入手続を行い、給与からの天引きによりさかのぼって国民年金保険料を納付してくれた記憶があると述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、43年4月8日にその妻及び元同僚（故人）と連番で払い出されているほか、その元同僚は、申立人の親類であり、かつ同工場の2階に申立人及びその妻と一緒に居住していたことから、このころ申立人の叔母が、3人分同時に国民年金加入手続を行ったものと考えられ、この時点で、申立期間のうち41年1月から42年3月までは時効到達前であり、過年度納付することが可能であった。

また、申立人及びその妻の保険料を納付していたとするその叔母はその夫（申立人の叔父）と共に国民年金制度開始当初から国民年金に加入し、以降60歳に到達するまで保険料を未納無く納付していることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人の元同僚の保険料は昭和41年7月分から納付されていることから、加入手続後、過年度納付されたことがうかがわれ、叔母がさかのぼ

って納付してくれた記憶があるとする申立人の主張を踏まえると、その叔母が申立人についても、元同僚と同様に同年同月分から過年度納付を行っていたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 7 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

祖母が、私の将来のためにと私の国民年金の加入手続をし、母と私の二人分の保険料を納付してくれた。祖母が昭和52年12月に他界した後は母が引き継いで納付し、母は加入期間すべて納付済みであるため、申立期間が私だけ未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の祖母が、申立人の国民年金加入手続を行い、申立人及び申立人の母の国民年金保険料を納付していたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月ごろ払い出されていることから、このころ申立人の加入手続が行われたと考えられ、この時点で、申立期間のうち48年7月から同年9月までは時効到達前であり、過年度納付することが可能であった。

また、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、昭和44年1月から48年3月までの保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できるほか、申立期間当時、祖母に保険料の納付を任せていたとする母も保険料の未納は無く、申立人の祖母が、申立人の未納保険料の解消に努めたことや、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の加入手続が行われた昭和50年当時、当該市の国民年金課窓口には過年度保険料に係る納付書が設置されており、庁舎内金融機関において納付することも可能であったことが確認できることから、申立人の祖母は、加入手続時点において納付することができる48年7月から同年9月までの保険料についても納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所B工場における資格喪失日は、昭和45年12月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月21日から同年12月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所B工場が保管している従業員カード及び退職金明細書、同事業所健康保険組合が保管している申立人の被保険者台帳並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間も同事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所B工場及び同事業所C工場の被保険者原票によると、B工場からC工場に異動となった695人のうち、C工場の健康保険整理番号\*番から\*番(\*番及び\*番の申立人を除く。)の者は、B工場の資格喪失日及びC工場の資格取得日がいずれもいったん、「昭和45年9月21日」と記載された後、「昭和45年12月1日」に訂正され、健康保険整理番号\*番以降の者の被保険者原票は、B工場の資格喪失日及びC工場の資格取得日はいずれも当初から、「昭和45年12月1日」と記載されていることから、B工場からC工場への異動は、当初、昭和45年9月21日に予定されていたものの、何らかの事情で同年12月1日に変更されるとともに、健康保険整理番号\*番から\*番の辺りで被保険者原票の作成処理が分割されたことがうかがえるところ、\*番の申立人

並びに\*番、\*番及び\*番の者の4人は、C工場の資格取得日が当初から同年12月1日とされる一方で、B工場の資格喪失日は同年9月21日のまま、同年12月1日に訂正されていないことが確認できるが、C工場の資格取得日が同一で健康保険整理番号も連番となっている695人のうち4人だけ、B工場の資格喪失日が同年9月21日とされているのは不自然であり、社会保険事務所が当該4人の資格喪失日の訂正処理を誤ったと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人のA事業所B工場の資格喪失日は昭和45年12月1日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B工場における昭和45年8月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年6月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年12月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年6月から同年9月までは3万円、同年10月及び同年11月は3万3,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月21日から同年12月21日まで  
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所に勤務していたことは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所の後継事業所）が提出した人事記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の基礎年金番号と同一である厚生年金保険被保険者台帳の記号番号が記載されている記録が確認でき、当該記録では被保険者資格の取得日が昭和42年6月21日で、喪失日が同年12月21日と記載されていることが確認できる。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている上述の記録において、申立人の氏名の漢字及び生年月日が一部相違しているものの、B事業所が提出した人事記録に記載されている氏名の漢字及び生年月日が当該健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載と同一であることから、A事業所は人事記録に基づき、申立人の被保険者資格取得の届出を行ったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、当該記録は、申立人に係るものであると推認

でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和42年6月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年12月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載から、昭和42年6月から同年9月までは3万円、同年10月及び同年11月は3万3,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格喪失日は、平成3年1月4日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月31日から3年1月4日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について記録が確認できないとの回答を得た。A事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書、給与振込通帳、及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、平成2年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。しかしながら、当該資格喪失処理は、A事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日(平成2年11月16日)以降の平成3年3月29日付けで遡<sup>そきゅう</sup>及<sup>そきゅう</sup>して行われており複数の元同僚についても、申立人と同様に遡<sup>そきゅう</sup>及<sup>そきゅう</sup>喪失処理が行われていることが確認できる。

また、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、A事業所はオンライン記録では、平成2年11月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、3年1月4日に再度適用事業所となっているが、A事業所は法人であり、商業登記簿謄本において当該事業所が一時閉鎖された事実は確認できず、同僚からも申立期間中も変わることなく継続して営業していた旨の証言を得ていることから、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、2年11月16日において、適用事業

所でなくなったとする処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成2年8月31日とする旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、3年1月4日とすることが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額及び申立期間前後の社会保険事務所の記録により26万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月21日から同年6月21日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。

A事業所に入社した当初から同族会社であるB事業所に出向し、申立期間も継続してB事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の社会保険担当者及び同僚の証言、並びにC事業所(A事業所及びB事業所の後継事業所)から提出された在籍証明書により、申立人は申立期間も継続してA事業所に在籍しB事業所に勤務していたことが認められる。

また、当時の社会保険担当者は、「申立人は、申立期間においても継続して勤務しており、社会保険に加入し保険料も給与から控除されていたはずである。」と証言していることから、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年10月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない

と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和53年10月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月25日から同年11月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得たが、昭和48年9月からA事業所のグループ企業内で継続して勤務しており、申立期間は、グループ企業内で転勤した時期であるため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A事業所本社から提出された申立人の在籍証明書及び当該事業所の回答から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(昭和53年10月25日にC事業所からA事業所B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る在籍証明書において、C事業所からA事業所B支店への異動日については、昭和53年10月1日となっているところ、A事業所本社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届により確認できる資格喪失日は同年10月25日となっており、A事業所本社の現在の担当者は、「実際に申立人が異動したのは、昭和53年10月25日であったのだと思う。」と回答していることから、同事業所B支店の資格取得日は同年10月25日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和53年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和53年10月25日とすべきところ、同年11月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 56 年 6 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 56 年 6 月まで

私は、短大を卒業して就職した昭和 54 年 4 月からは自分に請求があったものについてはすべて支払っており、申立期間の国民年金保険料についても含まれていたと思う。ところが、申立期間当時に町役場の国民年金係から、組（自治会）の国民年金取りまとめ者にあてた通知が自宅に保管されていたのが見付かり、その通知には、国民年金保険料を納入しないで下さいと記載されている。しかし、両親が保管していた領収書によれば、同通知後も両親は私の申立期間分を払っていたようであり、私と重複納付になっていたと思う。申立期間に保険料を重複納付していたことについて調査、確認をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、短大を卒業して就職した昭和 54 年 4 月からは申立人に請求があったものについては全て自身で支払っており、申立期間の国民年金保険料も含まれていたはずであるとした上で、i) 申立期間当時、町役場（当時）の国民年金係が「組国民年金取りまとめ者」にあてた通知に「〇月分国民年金保険料からは納入しないでください。」との文言があること、ii) 当該通知の日付の後に両親が申立人の保険料を納付していたことを示す領収書を所持していたことをもって、申立期間の保険料が重複納付となっていたと主張している。

しかしながら、申立人は、国民年金加入手続及び保険料の納付に関する明確な記憶は無いほか、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 4 月に払い出されており、これ以外に別の同記号番号が払い出されたことはいかなる理由もなく、申立期間に申立人に対して重複して納付書が発行されるような事

情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間に保険料を重複納付したことを示す資料として提出した上記通知の記載内容を見ると、申立人が昭和 54 年 4 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を取得したことを組（自治会）に知らせるものとなっている上、「〇月分国民年金保険料からは納入しないでください。」との文言についても、申立人の居住する市によれば、同通知様式が、当該被保険者の被保険者資格の喪失時の組（自治会）への連絡用にも使用されていたため、あらかじめ印字されていたものに過ぎないとのことであり、同文言をもって、申立人の申立期間の保険料が重複納付となっていたと推認することはできない。

加えて、申立期間の保険料を重複して納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を重複して納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1189（事案 691 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 2 年 3 月まで

学生だったころの私の国民年金保険料は、母が前納で納付してくれていたはずである。卒業後は自分でまじめに納付を続けており、今になって申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間は 2 年以内であり、ほかに未納も無く、同居親族は納付済みであるという条件をすべて満たしているので、適正な処置を希望する。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の母は、娘（申立人）が 20 歳になったころに加入手続をしたとしているものの、申立期間当時に年金手帳を入手したことが無く、平成 2 年に郵便で送られて来たと述べていること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は同年 5 月に払い出されているが、申立人及びその母親が初めて入手したとする年金手帳には、「初めて被保険者になった日」の欄に同年 4 月 1 日と記載されており、この時期は申立人が大学を卒業して国民年金に強制加入となった時期と一致することから、申立人はこのころ国民年金に加入したとするのが自然であること、iii) 申立人の同記号番号が払い出された時点では、申立期間は任意加入かつ未加入期間であるため、さかのぼって資格取得及び過年度納付ができない期間であることから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、申立期間の保険料を納付していたことを示すような新たな資料、事情は特に無いとしている上、再度、申立内容に係る確認も行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当た

らないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間が2年以内であり、かつ、それ以外に未納は無いことなどから、年金事務所段階での記録回復の基準に該当するのではないかと主張しているが、申立期間と同期間において配偶者又は同居親族のいずれかが国民年金に加入しており、かつ納付済みという条件に当てはまる親族はいないことから、年金事務所段階での記録回復はできない。

## 静岡国民年金 事案 1190 (事案 1077 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から平成 3 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から平成 3 年 2 月まで

私は、20 歳の時に交通事故に遭って、国民健康保険が必要となり、その際に国民年金も一緒に加入するよう言われたため、加入手続をした。金額は、すごく高く感じたが、月払いであると面倒なので、まとめて支払った。

国民年金の加入手続をして保険料を納付した記憶があるので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立人が所持する年金手帳を見ると、申立期間に係る国民年金被保険者資格の記録は無く、最初の国民年金被保者資格取得日は平成 10 年 12 月 31 日と記載されており、申立期間は未加入期間となっていること、ii) オンライン記録を見ると、2 度の国民年金加入勧奨を受けた記録があり、11 年 3 月から 12 年 3 月までの国民年金保険料を 13 年 4 月 24 日に過年度納付していることから、この時に加入勧奨を契機として 10 年 12 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得したと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことがうかがえないことから、申立期間当時、申立人が国民年金の加入手続を行っていたとは考え難いこと、iii) さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金手帳の交付状況、国民年金保険料の納付方法、納付金額についての記憶が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無いことから、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに当たり、申立期間の保険料を納付していたことを示すような新たな資料、事情は特に無いとしている上、再度、申立内容に係る確認も行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 4 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 12 月まで

私は、婚姻届を提出するため妻と市役所に行った際、窓口で国民年金が未加入になっていることを知り、加入手続を行った。その際、保険料をさかのぼって納付できることを教えてもらい、20 歳までの保険料をさかのぼって納付した。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 10 月、市役所に婚姻届を提出しに行った際に国民年金加入手続を行い、申立期間の保険料をさかのぼって納付したと述べているとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は同年同月に払い出されていることから、このころ加入手続を行ったものと推認できるが、この時点では、既に第 1 回特例納付制度（昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで実施）は終了していた上、申立期間の大半である 45 年 6 月以前の期間は既に時効であった。

また、申立人は、保険料をさかのぼって一度だけ納付したと述べており、上記加入手続時点では時効到達前であった昭和 45 年 7 月から 47 年 3 月までの過年度保険料のうち 46 年 1 月以降分について、遅くとも 48 年 4 月までにさかのぼって納付したことがうかがわれる。

さらに、申立人は申立期間の保険料を市役所で納付したと述べているところ、当時、市役所には過年度保険料を納付できる窓口は無かったとみられ、申立人の納付場所に係る記憶も当時の状況と相違している。

加えて、申立人が当時居住した市の被保険者名簿でも、申立期間は未納とされているほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたこともうかがえない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、日記等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月30日から39年5月22日まで

申立期間前に勤務していた厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金をもらった記憶はあるが、申立期間の脱退手当金についてはもらった記憶が無いので、支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無く、申立期間以前の事業所の退職理由は当時の制度において脱退手当金の支給要件とされた資格喪失事由の結婚・出産にも該当しないほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録上、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間とそれ以前の期間を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年10月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月10日から同年7月1日まで  
② 昭和22年8月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間①及び②について厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。しかし、申立期間①及び②にはA事業所B支所に勤務していたことは確かであり、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所C所からA事業所B支所に異動したが、A事業所に継続して勤務していたと主張している。

しかし、オンライン記録によれば、昭和22年7月1日に申立人が勤務した記憶のないD事業所E支店において厚生年金保険の資格を取得した記録が確認できる。

また、上述のオンライン記録から複数の同僚も申立人と同日にA事業所の厚生年金保険の資格を喪失し、申立人と同日にD事業所E支店の厚生年金保険の資格を取得したことが確認でき、上述の同僚のうち一人は、「私もD事業所E支店に勤務した記憶がない。当該事業所において私の厚生年金保険の被保険者記録があるとすれば、D事業所E支店の支店長とA事業所B支所の支店長が同じ人物であったことから、上層部の判断で身分を移したと思う。」と証言している。

なお、オンライン記録によれば、D事業所E支店が厚生年金保険の新規適用事業所となった日は、昭和22年7月1日であることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、A事業所に継続して勤務していたと主張している。

しかし、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 22 年 8 月 1 日に D 事業所 E 支店の厚生年金保険の資格を喪失し、同年 9 月 1 日に A 事業所の厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる。

また、複数の同僚も上述のオンライン記録から申立人と同日に D 事業所 E 支店の厚生年金保険の資格を喪失し、申立人と同日に A 事業所の厚生年金保険の資格を取得したことが確認できる。

このほか、A 事業所及び D 事業所は閉鎖され、D 事業所 E 支店の支店長であったとされる者は亡くなっているため、申立期間①及び②当時の社会保険事務の取扱いについて確認できず、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1172

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。しかし、昭和 35 年 4 月 1 日に A 事業所に入社したのは間違いがないため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 講習所で講習を受けた後、昭和 35 年 4 月 1 日に A 事業所に入社したとして、同年 3 月 28 日付けの B 講習所の修了証書を提出していること、及び複数の同僚の証言により、申立人は申立期間に当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人と同時に当該事業所に入社したとする複数の同僚についても、申立人の資格取得日と同日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、上述の複数の同期入社同僚は、「当時は歩合制であり、申立期間は厚生年金保険に加入しておらず、保険料の控除もされていなかったと思う。」と証言していることから、当時、A 事業所では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

さらに、C 事業所（A 事業所の後継事業所）は、申立期間当時の資料は残っていないと回答しており、A 事業所における厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1173

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 20 日から 41 年 3 月 1 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。昭和 39 年 9 月 20 日から A 事業所で働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間について A 事業所に勤務していたこととはうかがえる。

しかし、申立人が入社当時、既に A 事業所に勤務していたと記憶する同僚は、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和 39 年 11 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認でき、当該同僚は、「自分は、昭和 38 年に A 事業所での勤務を始めた。」と証言している。

また、別の同僚は、「入社後すぐに社会保険に加入する手続をするように会社に催促したにもかかわらず、4 か月後に加入した。」と証言している。

これらのことから、A 事業所では、必ずしも入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、A 事業所の現在の事業主は、「申立期間当時の資料は存在せず、当時を知る者もいないため、申立人に係る勤務状況等を確認することはできない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1174 (事案 123 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 5 月 21 日から 34 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 9 月 1 日から 37 年 2 月 1 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給していないとして申立てを行い、記録訂正を認めることはできないとの通知を受けたが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間②の事業所に係る被保険者名簿及び被保険者記号番号払出簿では、申立期間①の記号番号に統合する重複取消の処理が行われていることが確認でき、備考欄には「38・2・1」との記載があることから、重複取消の処理はこのころに行われたと考えられ、申立期間の脱退手当金は昭和 38 年 3 月 12 日に支給が決定されていることを踏まえると、重複取消の処理は脱退手当金の請求に併せて行われたと考えるのが自然であること、ii) 申立人の被保険者名簿には「脱」の表示に丸印が付されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 8 月 19 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、元総務課の職員 4 名が脱退手当金の処理をしていない旨を署名した書類を提出し、個人では絶対に請求できないことなどを主張しているが、当該元総務課の職員に聴取したところ、申立人の脱退手当金が支給された昭和 38 年当時脱退手当金の担当者であったとしている者はおらず、脱退手当金に関する説明が会社からあり、自分で社会保険事務所(当時)に行き請求したと証言して

いる者もあり、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から 36 年 3 月 27 日まで  
社会保険事務所（当時）で年金記録の確認を行ったところ、昭和 33 年 3 月ごろから勤務したA事業所での厚生年金保険の被保険者期間が 36 年 3 月 27 日からとなっている。

勤務をしていたのは事実なので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険については、昭和 36 年 3 月 27 日からA事業所で加入しているが、勤務していたのはA事業所に関連するB事業所である。B事業所における当時の事業主は既に死亡したが、事業主の遺族なら連絡先を知っている。」としていることから、B事業所の事業主の遺族に厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したが、「申立人のことは記憶している。しかし、B事業所は既に廃業し、当時の資料は無く分からない。」と回答している。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる者から、申立期間当時にB事業所で勤務していた従業員を特定することができなかった。

さらに、B事業所の事業主の遺族が記憶する元従業員に申立人の勤務時期について確認したが、「申立人の氏名に記憶は無い。」と回答している。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時における厚生年金保険の適用について証言を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 20 日から同年 12 月 1 日まで  
(A事業所)  
② 昭和 34 年 6 月 1 日から同年 9 月 10 日まで  
(A事業所)  
③ 昭和 34 年 9 月 15 日から同年 10 月 3 日まで  
(B事業所)  
④ 昭和 35 年 6 月 6 日から 36 年 1 月 5 日まで  
(C事業所)

社会保険事務所(当時)へ厚生年金保険被保険者記録照会を行ったところ、申立期間①、②、③及び④の厚生年金保険被保険者記録が確認できないとの回答を得た。

当時の給与明細書等は所持していないが、昭和 36 年に作成した履歴書に、申立期間①、②、③及び④の期間は上述の事業所で勤務していたと記録されているので、申立期間①、②、③及び④を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA事業所における業務内容の詳細な説明及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所は、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 33 年 12 月 1 日に厚生年金保険任意包括適用事業所となったことが確認できる。

また、申立人が同僚として挙げた者も、A事業所が新規に適用となった昭和 33 年 12 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる。

さらに、申立期間①当時のA事業所の給与事務の担当であったとする者は、「申立期間①の期間はD事業所であった。D事業所は厚生年金保険に加入していなかったため、給与から厚生年金保険の保険料を控除しなかった。」と証言している。

申立期間②について、申立人は申立期間②にA事業所において勤務していたと主張しているところ、複数の同僚に聴取したが、申立人のA事業所における勤務期間と退職時期について記憶している者はいなかった。

また、申立期間②当時のA事業所の給与事務の担当であったとする者は、「従業員の退職処理は間違えることは考えられない。給料計算は、厳密に毎月処理していたので、厚生年金保険の資格がない人の給与から厚生年金保険の保険料を控除することはない。」と証言している。

さらに、商業登記簿謄本によれば、A事業所は閉鎖され、オンライン記録により当時の事業主は死亡していることが確認でき、申立人の厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認することはできなかった。

申立期間③について、申立期間③当時、B事業所における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に聴取したが、申立人が申立期間においてB事業所に勤務していたことは確認できなかった。

また、E事業所（B事業所の継承事業所）の事業主は、「B事業所の記録は存在しない。」と回答しており、申立期間③当時の事業主と連絡がとれないことから、申立期間③における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況についての証言を得ることはできなかった。

申立期間④について、申立人のC事業所における業務内容の詳細な説明及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間④にC事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和36年1月5日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人と同時期に当該事業所に入社したとする同僚も、申立人と同じ日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、元事業主（申立期間④当時の役員の息子）は、「申立期間④当時は、半年ぐらい社員の様子を見た上で、厚生年金保険に加入させていたと思う。厚生年金保険に加入する前の期間について給与から厚生年金保険料を控除することは考えられない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1177

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 29 日から 36 年 1 月 1 日まで

社会保険事務所（当時）に、A事業所での厚生年金保険加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録がない旨の回答を得た。申立期間にA事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の元従業員の証言により、申立人は、申立期間当時、A事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時、A事業所は個人事業所として厚生年金保険の適用を受けており、厚生年金保険法第9条の規定では、個人事業主及び事業主と生計を一にする親族は被保険者資格を取得することはできないところ、上述の従業員のうち1名は、申立期間当時、申立人は事業主と同居していたと記憶していること、及び商業登記簿謄本により、法人設立時に申立人が事業主と同一住所であったことが確認できることから、申立人は、申立期間当時、事業主である父親と生計を一にする親族であったため、厚生年金保険に加入しなかったと考えることが自然である。

また、申立期間当時の事業主及び事務担当者であったとする2名のうち、1名は亡くなり、他の1名も病気であるため、申立人がA事業所において昭和29年3月12日に厚生年金保険の資格を取得し、35年9月29日に厚生年金保険の資格を喪失した経緯及び申立期間当時の保険料控除の状況について、聴取することはできなかった。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人

のほか、申立人の実弟も、申立人と同じ（昭和 35 年 9 月 29 日）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、上述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当時の事業主（申立人の父親であり、A 事業所が法人設立し、B 事業所に厚生年金保険の適用事業所の名称を変更した日（昭和 36 年 1 月 1 日）に事業主として確認できる者）及び申立人が同一雇用形態であったと記憶している 2 名の役員に係る当該事業所での資格取得日は、昭和 36 年 1 月 1 日であり、これら 4 人の健康保険番号は連番となっていることが確認できる。このことから、当該事業所では、申立人を含む役員 4 人に係る資格取得を一括して行ったことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。